



はたらく  
皆さんへ

女性の就業率 52.6%(全国第1位)	共働き率 58.6%(全国第1位)	合計特殊出生率 1.65(全国第8位)
------------------------	----------------------	------------------------

出典 平成27年国勢調査 / 平成28年人口動態統計

～仕事と子育ての両立に向けて～

# 元気な子ども 子育てを応援します!!



お父さん、お母さん、育児休業をとりましょう

1p

働きながら子育てをするための制度をご存知ですか

1p

子どもの看護休暇もとれます

2p

子どもが病気になったときの医療情報を紹介します

2p

子育て支援制度を紹介します

3p

3人以上のお子さんがある家庭を応援しています

3p

子どもを預けて働くために様々な施設や事業があります

4p

病児デイケア

5p

すみずみ子育てサポート事業

6p

子育て中の保護者の気軽な交流の場を紹介します

7p

再就職を応援します

8p

妊娠から子育て中の労働者に対する各種支援制度

9p

10p

問い合わせ(相談)窓口

11p



# お父さん、お母さん、育児休業をとりましょう

育児休業は、男女を問わず、子どもが1歳に達するまでの間に原則1回、希望する期間とることができます。

- パート、契約社員、派遣社員などの期間雇用者も、一定の要件(P9参照)を満たした場合は休業できます。
- 両親ともに育児休業を取得する場合は、子どもが1歳2か月までの間に1年間休業できます。
- 一定の事情※がある場合には、子どもが1歳6か月、さらに同様の事情により2歳まで休業できます。

※①、②いずれかの事情がある場合… ①保育所に入所を希望しているが、入所できない場合  
 ②子どもの養育を行っている配偶者で、1歳以降子どもを養育する予定であったものが、死亡・疾病等の事情により子どもの養育が困難になった場合

## Q 育児休業制度なんて、うちの会社にはないのだけれど…？

育児休業は、法律に基づき労働者が請求できる権利です。仮に勤め先の就業規則等に規定がない場合でも、法の要件を満たしていれば、休業することができます。希望どおり育児休業を取得するためには、育児休業開始予定日の1か月前(1歳6か月又は2歳の育児休業の場合は2週間前)までに書面をもって申出する必要があります。(また、事業主は育児休業を受理した旨を本人に書面で通知する義務があります。)

## Q 妻が専業主婦でも育児休業はとれるの…？

妻が専業主婦や産後休業中、育児休業中であっても、夫も育児休業をとることができます。また、夫婦がともに育児休業をする場合、休業可能期間が1歳2か月までの間で1年間休業可能です。さらに、出産後8週間以内にとった育児休業は別カウントとし、いったん職場復帰した後にもう一度育児休業がとれます。

☆詳しくは、福井労働局雇用環境・均等室へお問い合わせください。(→10ページ参照)

## Q 育児休業中の賃金はどうなるの…？

育児休業中の賃金については、勤め先の制度によって異なります。休業中の賃金が一定額以上減額または無給になる場合には、休業開始から180日目までは賃金の67%(181日目以降は50%)を限度として雇用保険から支給される「**育児休業給付金**」があります。

☆詳しくは、ハローワークへお問い合わせください。(→11ページ参照)

県では、育児・介護等を理由に離職した労働者を再雇用する制度や、育児・介護休業法の義務規定を上回る育児・介護等支援制度を導入した企業を対象に、利用者が出た場合に奨励金を支給する「**女性の職場復帰等支援事業**」を実施しています。

☆申請書など制度の詳細は、県のHP [女性の職場復帰等支援事業](#)

また、育児または介護休業中の生活資金を低利で融資する「**育児・介護休業生活資金貸付金制度**」を設けています。

☆詳しくは、北陸労働金庫福井県本部へお問い合わせください。(→11ページ参照)

### 《 育児・介護休業生活資金貸付金制度 》

融資対象者	県内に居住する勤労者で育児・介護休業制度を導入している企業等に勤務し、育児または介護のために休業しており、休業期間終了後直ちに復帰することが確実な方
資金用途	育児または介護休業中の生活資金
融資金利	年利1.1%(平成30年1月現在)
融資限度額	100万円以内
融資期間	5年以内
償還方法	元利均等月賦償還。育児・介護休業期間中は元金据置(1年6か月以内)可能。

※この他、育児休業中に関わらず利用できる貸付金制度(勤労者生活安定資金)があります。(→10ページ参照)

# 働きながら子育てをするための制度をご存知ですか？

3歳未満の子どもを育てる労働者は、仕事と子育ての両立のために、短時間勤務制度、所定外労働の免除の制度を利用できます。

小学校就学前の子どもを育てる労働者は、時間外労働の制限の制度、深夜業の制限の制度を利用できます。

## Q 短時間勤務制度ってどんな制度…？

事業主は1日の所定労働時間を原則として6時間とする短時間勤務の制度を就業規則等に規定しなければなりません。ただし、日々雇い入れられる労働者および労使協定で措置を講じないと定められた次の労働者は対象外となります。

- ア… 勤続1年未満の労働者
- イ… 週の所定労働日数が2日以下の労働者
- ウ… 業務の性質または業務の実施体制に照らして、所定労働時間の短縮措置を講じることが困難と認められる業務に従事する労働者(この労働者には、①育児休業に準ずる措置、②フレックスタイム制、③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、④事業所内保育施設の設置運営等の中から代替措置を講じなければなりません。)

☆詳しくは、福井労働局雇用環境・均等室へお問い合わせください。(→10ページ参照)





# 子どもの看護休暇もとれます

小学校就学前の子どもがいる労働者は、申し出ることにより、1年に5日まで(当該子が2人以上の場合は10日まで)、病気やけがをした子どもの看護または子どもの予防接種・健康診断を受けさせるために、半日単位で休暇をとることができます。  
この休暇は、事業主に義務付けられているものであり、労働基準法第39条の規定による年次有給休暇とは別にとることができます。(育児・介護休業法第16条2、3)

## Q 妻が専業主婦でも、子どもの看護休暇が取れるの…?

配偶者が専業主婦でも看護休暇を取れます。日雇いの人や労使協定により勤続6か月未満の人、週の勤務日数が2日以下の人が除外されることもあります。それ以外の人は看護休暇を取ることができます。パートなどの期間雇用者も利用できます。

## Q 子どもの看護休暇中の賃金はどうなるの…?

子どもの看護休暇中の賃金については、勤め先の制度によって異なります。会社に確認してみましょう。

☆詳しくは、福井労働局雇用環境・均等室へお問い合わせください。(→10ページ参照)

# 子どもが病気になったときの医療情報を紹介します

## 夜間・休日に、お子さんが急に病気になったとき、専任の看護師がアドバイスします。

夜間・休日に、お子さんが急に具合が悪くなったら、ご相談ください。専任の看護師がアドバイスします。

電話番号( #8000 ) 受付時間(月~土/19:00~翌朝9:00 日・祝/9:00~翌朝9:00)  
※ダイヤル回線からおかけの場合は、0776-25-9955へダイヤルしてください。

## 夜間・休日は、「福井県子ども急患センター」を受診しましょう。

夜間・休日に、「小児科医」の診察が受けられます。

● 嶺北地域の方は、子どもが病気になったときは、まず「福井県子ども急患センター」で受診しましょう。

※やけど、骨折などの外科的症状の場合は、救急病院で受診してください。

診療時間	場 所	電話番号
月~土 19:00~23:00 日・祝 9:00~23:00	福井市城東4丁目14-30 (福井市休日急患センター内)	0776-26-8800

※23時以降は、小児救急夜間輪番病院で受診してください。

● 嶺南地域の方は、小児救急夜間輪番病院で受診してください。

## 夜間の重症の小児患者に対応するため、小児救急夜間輪番病院体制を行っています。

夜間の重症な急病に対応するため、曜日ごとに小児科医が診療できる体制をとっています。

※必ず当番病院に電話をかけてから受診してください。



夜間に軽症患者の受診が多くなっています。救急医療を必要とする方や医師の負担軽減のため、福井県子ども急患センターや翌日にかかりつけ医を受診していただくなど、救急医療の確保にご協力くださるようお願いいたします。

	嶺 北		嶺南(敦賀地区)	嶺南(小浜地区)
月	赤十字病院…0776-36-3630	月	市立敦賀病院 0770-22-3611	18:00~ 翌朝8:00 杉田玄白 記念公立 小浜病院 0770- 52-0990
火	済生会病院…0776-23-1111	火	敦賀医療センター 0770-25-1600	
水	県立病院…0776-54-5151	水	市立敦賀病院 0770-22-3611	
木	赤十字病院…0776-36-3630	木	敦賀医療センター 0770-25-1600	
金	済生会病院…0776-23-1111	金	敦賀医療センター(第1・3・5)0770-25-1600	
土	福井大学医学部附属病院 ……………0776-61-3111	土	市立敦賀病院(第2・4)0770-22-3611	
日	県立病院…0776-54-5151	日	市立敦賀病院 0770-22-3611	
	嶺北地区は、祝日も上記の曜日に応じた病院で診察しています。	祝・ 年末年始	終夜呼出対応* 市立敦賀病院 0770-22-3611	

※「呼出対応」…当直医が診察し、病状に応じて小児科医を呼出して診察します。

※病院名は略称を使用させていただいております。

平成30年1月現在

福井県 地域医療課

検 索

# 子育て支援制度を紹介します

## お子さんの医療費を助成しています

★平成30年4月1日から、子どもの医療費が「窓口無料(現物給付)」になります。お住まいの市町から平成30年3月に送付される、新しい「子ども医療費受給者証」と「健康保険証」を診察ごとに県内医療機関窓口に表示すると、受給者証に書かれた自己負担金だけで診察を受けることができます。

就学前までのお子さん	無 料
小学校1年生～3年生までのお子さん	自己負担 通院500円/1か月・1医療機関 入院500円/1日(1か月につき8日分上限)

※小学生以上については、お住まいの市町によって助成制度が異なります。詳しくは、各市町担当課へお問い合わせください。

## 子どもに関する様々な相談(虐待、非行、しつけ、障がい等)を受け付けています。

相談施設	電話による相談	来所による面談相談
総合福祉相談所	TEL:0776-24-5138 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) 虐待かも?と思ったら いつでもお電話ください。 0776-24-3654 (ふくい24時間365日よ)	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
敦賀児童相談所	TEL:0770-22-0858 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) 189 (児童相談所全国共通ダイヤル)	
すこやかダイヤル	TEL:0776-41-4205 火・木・土 13:00～16:00/17:00～20:00 (祝日・祝日の翌日(土曜日以外)、年末年始を除く)	

※福井、丹南、二州、若狭健康福祉センター、市町でも相談を受け付けています。



## 3人以上のお子さんがある家庭を応援しています

### 新ふくい3人っ子応援プロジェクト

3人以上のお子さんがある家庭の経済的負担を軽減しています。

内 容	標準的な料金 ※市町によって金額が異なることがあります。	3人目以降
保育所等の保育料	所得に応じて市町が決定 (私立幼稚園では、施設によって異なります。)	小学校入学前までの お子さんは原則無料
保育所等での一時預かりの利用料(※)	2,000円/日	
NPO法人等が実施する一時預かり・ 送迎・家事支援の利用料(※)(6ページ)	350円/時間	
病気治療中や病気回復期にあるお子 さんの一時預かりの利用料(7ページ)	2,000円/日	

※3人っ子世帯の一時預かり利用料を出生順位に関係なく1人分を無料

## すまいるFカード

ママ・ファースト運動の一環として、お子さんが3人以上おり、一番下の子の年齢が15歳未満の世帯に、「すまいるFカード」を発行しています。

すまいるFカードを、県内の協賛店舗で提示すると、割引などの特典サービスが受けられます。

※カードの申し込みは、各市町担当課または、ふくいウェルフェア実行委員会  
(福井県健康福祉部子ども家庭課 0776-20-0341)へお問い合わせください。



## 育児休業給付金への上乗せ制度「ふくいの子宝応援給付金」

育児のための短時間勤務をしている期間中に、第二子以降の子を出産して育児休業を取得した場合、国の育児休業給付金に県が独自に上乗せします。

内 容	
支給対象となる方 ※平成29年4月1日以降に次の要件を満たす方	<p>育児短時間勤務(原則、連続して6か月以上)を利用して、上の子が3歳になるまでに次の子を出産し、その子が1歳になるまで育児休業を取得して職場復帰した方</p> <p>(補足要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 福井県内に在住しており、育児中に雇用保険から支給される育児休業給付金を受給している方</li> <li>● 短時間勤務中の給与が、フルタイムで勤務したときよりも減額されていること</li> </ul>
支給額	フルタイム勤務と短時間勤務の育児休業給付金の差額相当分 上限30万円(ただし子が2歳までの育休を取得した場合は上限60万円)
申請	職場に復帰した日から3か月以内に、福井県子ども家庭課に申請書を提出してください。

☆詳しくは、福井県子ども家庭課へお問い合わせください。TEL:0776-20-0341

「働き甲斐」「働きやすさ」が見えてくる企業子宝率サイトをご覧ください。

子育て支援に積極的な企業と子育てしながら働くお母さんたちを応援するお役立ち情報を掲載しています。

アドレス <http://kodakara.pref.fukui.lg.jp>

## 子どもを預けて働くために様々な施設や事業があります

### 保育所・認定こども園

保護者が働いていたり、病気などで日中、在宅で子育てができない場合に、保護者に代わって子どもを保育する施設(通常の保育時間はおおむね午前7時～午後6時)です。

お子さんが、同時に2人以上保育所に入所している場合の保育料は、年齢の大きいお子さんが全額負担、その次のお子さんが1/2負担、それ以降のお子さんが無料になります。なお、同時入所でなくても、3人目以降小学校入学前までのお子さんは無料になります。

なお、保育所、市町により実施内容が異なります。詳しくは、各市町担当課までお問い合わせください。

#### ●各種保育サービス

##### 延長保育

保護者の勤務時間等に柔軟に対応できるよう、通常の保育時間を超えて早朝や夕方に利用できます。(例：午後6時～午後7時の延長保育)

##### 夜間保育

就労形態が夜間に及ぶ保護者が利用できます。

福井市	エールこども園	小浜市	はましんわくわくステーション
-----	---------	-----	----------------

##### 乳児保育

保護者の産後休暇明けから0歳児を預かります。

##### 休日保育

保護者が日曜・祝日に仕事をしなければならない場合、利用できます。

福井市	幼保連携型認定こども園三谷館	越前市	認定こども園あわたべ
敦賀市	中郷西保育園	南越前町	今庄なないろこども園
	さみどり保育園	越前町	たいら保育園
小浜市	はましんわくわくステーション		四ヶ浦保育園
大野市	誓念寺こども園	美浜町	みずうみ保育園
勝山市	中央保育園	若狭町	とばっ子保育園

##### 障害児保育

保育所で、集団保育が可能な場合に利用できます。

##### 一時預かり

冠婚葬祭等の行事や育児疲れなどで、在宅での子育てが困難な場合、保育所で一時的に子どもを預かります。

## 病児デイケア

入院する必要はないが、病気療養中の子ども(病児)や病気の回復期にある子ども(病後児)を、一時的に預かる施設です。また、保育所などで子どもが体調不良となり、保護者が迎えに行くことができない場合、代わりに迎えに行き、保護者が迎えに来るまで預かります。なお、料金や時間、場所については、各市町担当課までお問い合わせください。

## 病児デイケア実施施設

所在市町名	実施施設名	区分			住民がサービスを利用できる市町
		病児	病後児	送迎	
福井市	福井県済生会乳児院	—	○	—	福井市・大野市・勝山市・鯖江市・越前市・永平寺町・池田町・越前町 ※送迎サービスは福井市のみ
	福井総合クリニック	—	○	—	
	福井愛育病院愛育ちびっこハウス	○	○	○	
	大滝病院 病児病後児保育園	○	○	—	
敦賀市	さみどり保育園	—	○	—	敦賀市・越前市
小浜市	杉田玄白記念公立小浜病院	—	○	—	小浜市
大野市	栃木産婦人科医院	○	○	—	福井市・大野市・勝山市
勝山市	クリニカ・デ・ふかや	○	○	—	福井市・大野市・勝山市・鯖江市・坂井市・永平寺町・池田町・越前町
鯖江市	斉藤病院	○	○	—	福井市・勝山市・鯖江市・越前市・池田町・越前町・永平寺町・南越前町
	公立丹南病院	○	○	—	
あわら市	金津産婦人科クリニック	○	○	—	あわら市・坂井市
越前市	野尻医院	○	○	—	福井市・敦賀市・鯖江市・越前市・池田町・越前町・南越前町
坂井市	春日レディースクリニック	○	○	—	坂井市・あわら市
	わか保育園「すくすくハウス」	○	○	—	
	坂井松涛保育園	—	○	—	
	三国病院	○	○	—	
池田町	ほっと保育室	○	○	—	池田町
越前町	織田病院	○	○	—	福井市・勝山市・鯖江市・越前市・越前町
高浜町	若狭高浜病院	○	○	—	高浜町
おおい町	保健・医療・福祉総合施設「なごみ」	○	○	—	おおい町
若狭町	若狭町国民健康保険上中診療所	○	○	—	若狭町・美浜町

▲施設の情報は、「ふくいエンゼルねっとプラス」から検索できます。

## 放課後子どもクラブ

保護者が共働きなどの留守家庭の小学生に、放課後や夏休み・冬休みなどの長期間の休みに安心して遊べる場や生活の場を提供する「放課後児童クラブ」と、すべての小学生に体験・交流・学習活動を行う「放課後子ども教室」を、児童館・公民館・学校の空き教室などで地域の状況に応じて実施しています。

なお、料金や時間、場所等は実施する市町によって異なりますので、各市町担当課までお問い合わせください。



## すみずみ子育てサポート事業



保護者が通院、冠婚葬祭や学校行事などへ参加する際、NPO法人やシルバー人材センター等の団体が一時的に子どもを預かります。また、妊婦家庭等への家事援助などの生活支援や保育所等から家までの送迎を実施している団体もあります。料金や時間等は実施する団体によって異なりますので、各団体または各市町担当課までお問い合わせください。

## すみずみ子育てサポート事業実施団体

※お住まいの市町以外にある団体の利用については、当該市町担当課へお問い合わせください。

市 町 名	実 施 団 体 名	一時預かり	送 迎	生活支援	電話番号
福 井 市	福井市(の〜び・のび)	○	—	—	0776-24-3715
	福井市シルバー人材センター(ひだまりの家)	○	—	—	0776-26-5478
	福井市シルバー人材センター(えくぼ)	○	—	—	0776-28-0020
	県民せいきょう(ハーツきっず羽水)	○	—	—	0120-82-3415
	県民せいきょう(ハーツきっず学園)	○	—	—	0120-17-3415
	県民せいきょう(ハーツきっず志比口)	○	—	—	0120-39-3415
	社会福祉法人町屋福祉会(託児所「くるみ」)	○	—	—	0776-52-1803
	アイビーエージェント(株)(託児所「とらいあんぐる」)	○	—	—	0776-57-1789
	社会福祉法人新清会(こどもの国あさむつ苑)	○	—	—	0776-38-9282
	株式会社Select(すまいるいきっず)	○	—	—	0776-97-9366
	福井市シルバー人材センター(家庭支援サービス)(家庭での援助)	○	—	○	0776-27-0701
	県民せいきょう(きらめきくらしのサポート)(家庭での援助)	○	○	○	0776-52-0655
ベビーシッターサービス きらきらぼし(家庭での援助)	○	○	—	0776-54-5580	
敦 賀 市	敦賀市シルバー人材センター(たんぼぼ)	○	—	○	0776-24-1250
	NPO法人子育てサポートセンターきらきらくらぶ	○	—	○	0770-22-6447
小 浜 市	NPO法人わくわくくらぶ	○	—	—	0770-56-4880
	三びきのこぶた保育園	○	—	—	0770-56-3833
大 野 市	大野市シルバー人材センター	○	—	○	0779-66-0069
	NPO法人子育て交流広場ちっく・たっく	○	—	—	0779-66-3775
勝 山 市	勝山市シルバー人材センター	○	○	○	0779-88-1881
鯖 江 市	鯖江地域ファミリーサービスクラブ	○	○	○	0778-51-9036
	県民せいきょう(ハーツきっずたけふ)	○	—	—	0120-54-3415
	県民せいきょう(ハーツきっずさばえ)	○	—	—	0120-70-3415
	のぞみ保育園	○	—	—	0778-62-3234
	野尻病院(複合型ディサービス「てまり」)	○	—	—	0778-22-0305
あ わ ら 市	あわら市シルバー人材センター	○	—	—	0776-97-6088
	NPO法人子どもセンターピノキオ	○	—	—	0778-23-8211
越 前 市	越前ファミリーサービスクラブ(ふあみキッズ)	—	○	○	0778-22-6023
	県民せいきょう(ハーツきっずたけふ)	○	—	—	0120-54-3415
	野尻病院(複合型ディサービス「てまり」)	○	—	—	0778-22-0305
	県民せいきょう(ハーツきっずはるえ)	○	—	○	0120-45-3415
坂 井 市	坂井市シルバー人材センター	○	○	○	0776-50-1350
	託児所「くるみ」	○	—	—	0776-52-1803
	永平寺町シルバー人材センター	○	○	○	0776-61-6100
永 平 寺 町	県民せいきょう(ハーツきっず志比口)	○	—	—	0120-39-3415
	託児所「くるみ」	○	—	—	0776-52-1803
池 田 町	NPO法人子どもセンターピノキオ	○	—	—	0778-23-8211
南 越 前 町	野尻病院(複合型ディサービス「てまり」)	○	—	—	0778-22-0305
	南越前町シルバー人材センター(南越前町子ども一時預かりの家「おんぶ」)	○	—	—	0778-47-3200
越 前 町	越前町社会福祉協議会	—	○	○	0778-34-2388
	鯖江地域ファミリーサービスクラブ	○	○	○	0778-51-9036
	県民せいきょう(ハーツきっずさばえ)	○	—	—	0120-70-3415
	県民せいきょう(ハーツきっずたけふ)	○	—	—	0120-54-3415
	県民せいきょう(ハーツきっず羽水)	○	—	—	0120-82-3415
美 浜 町	NPO法人子育てサポートセンターきらきらくらぶ	○	—	○	0770-22-6447
	敦賀市シルバー人材センター(たんぼぼ)	○	—	—	0776-24-1250
	美浜町シルバー人材センター	○	—	—	0770-32-5144
高 浜 町	NPO法人わくわくくらぶ	○	—	—	0770-56-4880
お お い 町	NPO法人わくわくくらぶ	○	—	—	0770-56-4880
若 狭 町	若狭町シルバー人材センター	○	—	—	0770-45-9125
	NPO法人わくわくくらぶ	○	—	—	0770-56-4880

# 子育て中の保護者の気軽な交流の場を紹介します

## 子育て支援センターの子育てひろばでは、保護者同士の交流や相談ができます

保護者同士の交流の場、親子の遊び場、子育ての相談の場として、子育て支援センター・子育てひろばが開設されています。ご利用は無料です。

※施設の情報、「ふくいエンゼルねっとプラス」から検索できます。  
※詳しくは、下記施設へお問い合わせください。

市町名	ひろば名	住 所	電話番号
福井市	おやこの広場「あ・の・ね」	福井市文京1丁目26-10	0776-27-0801
	ハーツきっず羽水「ひよこるーむ」	福井市羽水1丁目117	0120-82-3415
	子育て支援室「赤とんぼ」	福井市風巻町28-8-1	0776-98-3269
	ハーツきっず学園「ひよこるーむ」	福井市学園2丁目9-22	0120-17-3415
	たんぼぼ広場	福井市江守の里2丁目119	0776-35-7517
	ハーツきっず志比口「ひよこるーむ」	福井市志比口2丁目11-13	0120-39-3415
	ばんだルーム	福井市木田1丁目1406	0776-36-0063
	ひよこ広場	福井市明里町9-1	0776-36-0064
	AOSSA子ども家庭センター 子育て支援室・相談室	福井市手寄1丁目4-1 アオッサ5階	0776-20-1540
	びよんびよんルーム	福井市境寺町36-3	0776-90-1362
敦賀市	すくすくキッズ	福井市グリーンハイツ1-128	0776-98-2135
	きのこルーム	福井市砂子坂町5-58	0776-83-0160
	おやこきらりんひろば	敦賀市野神1-74	0770-24-7517
小浜市	敦賀市子育て総合支援センター わんぱく・なかよしひろば	敦賀市本町2丁目5-20	0770-22-0147
	敦賀市栗野子育て支援センター	敦賀市新和町2丁目1-1	0770-25-5647
大野市	わくわく広場	小浜市遠敷9丁目501 ハーツタウンわかさ2階	0770-56-4880
	小浜市子育て支援センター	小浜市木崎14-1-1	0770-56-3386
勝山市	小浜市浜っ子子ども園子育て支援室	小浜市川崎1-4-3	0770-52-0142
	子育て交流広場「ちくたく」	大野市鍛掛17-17-1	0779-66-3775
あわら市	大野市子育て支援センター	大野市天神町1-19	0779-65-7188
	勝山市地域子育て支援センター	勝山市片瀬町1-402	0779-87-3830
越前市	鯖江市子育て支援センター	鯖江市桜町3-7-20	0778-51-3527
	あわら市子育て支援センター	あわら市国影13-13	0776-77-1163
	こぐまクラブ	あわら市田中々3-7-6	0776-78-7885
坂井市	地域子育て支援センターフォルマシオン	越前市村国1-9-8	0778-23-6318
	地域子育て支援センターいまだて	越前市栗田部町46-2	0778-42-2511
	子どもセンターピノキオ	越前市府中1丁目11-2	0778-23-8211
	子育て支援センター 一陽	越前市高瀬1丁目14-7	090-3764-0862
若狭町	ハーツきっずはるえひよこるーむ	坂井市春江町随応寺25-1	0776-58-0882 (0120-45-3415)
	もみじアソビノサロン	坂井市丸岡町板倉45-9	0776-67-6760
	つどいの広場 キッズハウスゆり	坂井市春江町本堂27-1-1	0776-51-8850
	三国子育て支援センターらっこルーム	坂井市三国町運動公園1-4-1	0776-81-6550
	丸岡子育て支援センターピュアHOTルーム	坂井市丸岡町八ヶ郷21-7-1	0776-67-4157
坂井子育て支援センターにこにこルーム	坂井市坂井町宮嶺40-25-1	0776-68-4188	

市町名	ひろば名	住 所	電話番号
永平寺町	松岡子育て支援センター	吉田郡永平寺町松岡吉野15-44	0776-61-0750
	永平寺子育て支援センター	吉田郡永平寺町東古市8-16-2	0776-63-2868
	上志比子育て支援センター	吉田郡永平寺町石上27-27	0776-64-3100
池田町	いけだ保育所子育て支援センター	今立郡池田町山田20-16-1	0778-44-8180
	南条子育て支援センター	南条郡南越前町東大道23-14-4	0778-47-2411
南越前町	今庄子育て支援センター「わかば」	南条郡南越前町今庄28-10-2	0778-45-0788
	河野子育て支援センター	南条郡南越前町甲楽城16-1-27	0778-48-2321
越前町	朝日子育て支援センター	丹生郡越前町気比57-205	0778-34-7123
	宮崎子育て支援センター	丹生郡越前町江波76-5-1	0778-32-2323
	織田子育て支援センター	丹生郡越前町織田153-3	0778-36-2232
	はぎの子育て支援センター	丹生郡越前町細野73-2	0778-36-0396
美浜町	越前子育て支援センター	丹生郡越前町梅浦60-15-3	0778-37-0900
	美浜町子育て支援センター	三方郡美浜町興道寺38-4	0770-32-0192
高浜町	高浜町子育て支援センター	大飯郡高浜町和田117-68	0770-72-6154
	名田庄子育て支援センター	大飯郡おおい町名田庄小倉16-10-4	0770-67-2236
おおい町	本郷子育て支援センター	大飯郡おおい町本郷110-5	0770-77-4152
	佐分利子育て支援センター	大飯郡おおい町石山20-14	0770-78-1260
	大島子育て支援センター	大飯郡おおい町大島60-26	0770-77-0210
若狭町	梅の里保育園 にこにこひろば	三方上中郡若狭町田井24-2-2	0770-46-1030
	三方子育て支援センター	三方上中郡若狭町中央1-2	0770-62-2704
	若狭子育て支援センター	三方上中郡若狭町瓜生37-1	0770-62-2704

## 「子宮頸がん・乳がん検診を受けましょう」

家事や仕事で日中は忙しい女性でも、  
土日祝日や平日夕方(17時～19時)に  
受診ができる

「休日・平日イブニング  
レディースがん検診」を  
利用しましょう。

※ 市町の  
受診券を使えば、  
各無料～1,000円の  
自己負担で  
受診できます。

※ 詳しくは  
お住まいの  
市町担当課に  
お問合せ  
ください。

## 子育てマスターが相談を受け付けています。

保育士や看護師などの資格を持つ「子育てマスター」(約500名)が、子育て支援センター、児童館、公民館などで、子育てに関して助言したり、保護者の悩みや不安に関する相談を受け付けています。

※子育てマスターに相談したい方は、福井県子ども家庭課、各市町の担当課、子育て支援センターにご連絡ください。相談内容に応じた子育てマスターをご紹介します。ご相談は秘密は守られます。



# 再就職を応援します



## 子育てしながら就職を希望されている方への各種支援

子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れでも利用しやすい環境を整備し、担当者制の職業相談(予約可)、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行っています。

名 称	電話番号	住 所
ハローワーク福井マザーズコーナー	0776-52-8157	福井市開発1丁目121-1 (ハローワーク福井2F)
<b>業務取扱時間</b>	8:30~17:15	<b>休 日</b> 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)

名 称	電話番号	住 所
ハローワークたけふマザーズコーナー	0778-51-8821	鯖江市桜町2丁目7-1 (禰陽会館1Fハローワークプラザさばえ内)
<b>業務取扱時間</b>	8:30~17:00	<b>休 日</b> 火曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)

## 女性の再就職支援訓練

再就職を希望する女性を応援するため、再就職支援訓練を実施しています。開催時期、内容等詳細はお問い合わせください。

名 称	電話番号	住 所
福井県産業労働部労働政策課	0776-20-0388	福井市大手3丁目17-1
福井産業技術専門学院	0776-52-2120	福井市林藤島町20-1-3
敦賀産業技術専門学院	0770-22-0143	敦賀市道口19-2-1


## 子育てしながら働く(働きたい)女性をワンストップで支援

ふくい女性活躍支援センターでは、「育児と両立できる仕事を探したい」「保育所探しのアドバイスが欲しい」「仕事の悩みを相談したい」「キャリアアップをしたい」など、働く(働きたい)女性の様々な相談にワンストップで対応し、再就職支援セミナーも開催するなどして、女性の就業先探しやライフプラン実現に向けたお手伝いをしています。就職活動中に利用できる託児設備も完備。お気軽にお立ち寄りください。

名 称	電話番号	住 所
ふくい女性活躍支援センター	0776-41-4244	福井市下六条町14-1 (ユ一・アイふくい2F)
<b>開所時間</b>	9:00~20:00	
<b>相談時間</b>	就職相談・職業紹介 火曜日~日曜日…………… 9:00~16:45 キャリア相談 火曜日~木曜日・土曜日… 10:00~16:45 金曜日…………… 13:00~20:00 保育所・子育て相談 火曜日・木曜日・金曜日…… 9:00~16:45	
※相談日および時間は変更する場合があります。 ※電話でのご予約がおすすめです。		
<b>休 日</b>	月曜日(休日を除く)・第3日曜日・休日の翌日(土・日・休日を除く)・ 年末年始(12月28日~1月4日)	



# 妊娠から子育て中の労働者に対する各種支援制度

	制度内容	根拠法令	経済的支援措置
妊娠中の勤務	<b>就業制限</b> 坑内労働の禁止 妊娠中の女性を坑内業務に就かせてはいけません。 危険有害業務の就業制限 妊娠中の女性を、重量物を扱う業務や有害ガスを発散させる場所での業務など、有害な業務に就かせてはいけません。 軽易な業務への転換 妊娠中の女性は、現在の業務から、他の軽易な業務に配置換えを請求できます。 変形労働時間制、時間外労働等の制限 妊娠中の女性は、変形労働時間制の適用制限や時間外・休日労働、深夜業の免除を請求できます。	労働基準法 第64条の2  労働基準法 第64条の3  労働基準法 第65条  労働基準法 第66条	 <p>妊娠23週まで…… 4週に1回 妊娠24週から35週まで…… 2週に1回 妊娠36週から出産まで…… 1週に1回</p> <p>事業主に医師の指導事項を伝えるために「母性健康管理指導事項連絡カード」がありますのでご利用ください。なお、連絡カードは、ほとんどの母子手帳に様式が記載されています。</p>
	<b>健康管理</b> <b>(1) 健康診査等のための時間の確保</b> 健康診査等のために必要な時間を確保してもらえるよう事業主に請求できます。 <b>(2) 指導事項遵守のための措置</b> 健康診査等の指導事項を守るため、勤務時間の変更、勤務の軽減等の必要な措置を受けられます。	男女雇用 機会均等法 第12条  男女雇用 機会均等法 第13条	
出産	<b>産前休業</b> 出産予定日の6週間(多胎妊娠は14週間)前から産前休業を取得できます。 出産が予定日より早ければ短縮され、遅ければ延長されます。 ※出産日は産前休業に含まれます。 <b>産後休業</b> 出産の翌日から8週間は産後休業(うち6週間は強制休業)を取得できます。ただし、6週間を経過した女性が請求した場合には、医師が支障ないと認めた業務に就くことができます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             産前・産後休業については、書面による休業申出は義務ではありませんが、勤務先で様式を備えている場合もありますので、早めに手続について相談しましょう。           </div>	労働基準法 第65条	産前・産後休業中の賃金については法律上特に定めがなく、有給が無給については勤務先の制度によって異なります。 <b>出産手当金</b> 出産日以前42日から出産日後56日までの期間について、支給要件を満たした場合に、1日当たり賃金の3分の2に相当する額が加入している健康保険から支給されます。※詳しくは全国健康保険協会福井支部へ <b>産前・産後休業中の社会保険料の免除</b> 産前・産後休業中の社会保険料は、労働者本人、事業主ともに免除されます。※詳しくは最寄りの年金事務所へ <b>出産育児一時金</b> 妊娠4か月(85日)以上の出産で、1児につき原則42万円が支給されます。健康保険から医療機関等へ出産費用を直接支払うことにより、医療機関等での窓口負担を軽減できる「直接支払制度」を利用することができます。この制度を利用した場合、出産費用が出産育児一時金の額を超えるときは、超えた額を医療機関等の窓口で支払い、出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合は加入している健康保険から差額が支給されます。 ※詳しくは全国健康保険協会福井支部、市町へ
育児休業	<b>取得できる労働者</b> 原則として1歳に満たない子を養育する男女労働者で、一定の範囲の期間雇用者(※1)も含まれます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             (※1) 申出時点において、次の①②のいずれにも該当する労働者              ①同一の事業主に継続して雇用された期間が1年以上であること              ②子が1歳6か月(2歳までの育児休業の場合は2歳)になる日の前日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者。           </div> なお、(※1)に該当するか否かにかかわらず労働契約の形式上期間雇用者であっても、当該契約が期間の定めのない契約と実質的に異なる状態となっている場合は対象となります。 <b>取得できない労働者</b> (1) 日々雇用される人 (2) 労使協定で取得できないと定められた場合の次の労働者 ①同一の事業主に継続して雇用された期間が1年未満の人 ②育児休業の申出から1年以内(1歳6か月又は2歳の育児休業の場合は6か月以内)に雇用関係が終了することが明らかかな人 ③週の所定労働日数が2日以下の人 <b>手続</b> 育児休業開始予定日の1か月前(1歳6か月又は2歳の育児休業の場合2週間前)までに、「育児休業申出書」に育児休業期間等、必要事項を記載して事業主へ提出します。 <b>回数</b> 子ども1人につき、原則1回ですが、子ども出生日から8週間以内に取得した最初の育児休業は回数に含まれません。	育児・介護休業法 第2、5～9条	育児休業中の賃金については法律上特に定めがなく、有給が無給については勤務先の制度によって異なります。 <b>育児休業給付金</b> 本人が雇用保険に加入しており、育児休業中の賃金が減額、無給になった場合には、休業開始から180日目までは賃金の67%(181日目以降は50%)を限度として給付金が支給されます。 また、期限を定めて雇用される労働者も、次の要件に該当すれば支給されます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             ①同一の事業主に1年以上継続雇用されていること              ②1歳に達する日を超えて引き続き雇用される見込みがあること           </div> ※詳しくは最寄りのハローワークへ <b>育児休業中の社会保険料の免除</b> 育児休業中の健康保険料、厚生年金保険料は、労働者本人、事業主ともに免除されます。 ※詳しくは最寄りの年金事務所へ <b>育児休業中の住民税徴収猶予</b> 住民税の徴収が猶予される場合があります。 ※詳しくはお住まいの市町へ <b>育児・介護休業生活資金貸付金制度</b> 県では、育児・介護休業中の生活資金を低利で融資しています。 融資限度額 100万円以内 金利 1.1%(30.1.1現在) 融資期間 5年(育児休業期間中据置) ※詳しくは北陸労働金庫県内各支店へ





# 妊娠から子育て中の労働者に対する各種支援制度

		制度内容	根拠法令	経済的支援措置
職場復帰後 の勤務	育児休業	<b>取得期間</b> 子どもが生まれた日から1歳に達する日(誕生日の前日)までの間で、申し出た期間です。(ただし、配偶者も育児休業をしているなどの場合は、子どもが1歳2か月に達するまでの間で本人が申し出た期間(上限は産後休業と育児休業を合計して1年間)また、子どもが1歳を超えても保育所に入れないなどの場合には、子どもが1歳6か月、さらに同様の事情により2歳に達する日まで継続して休業できるほか、子どもが1歳又は1歳6か月に達する日まで育児休業している配偶者と交替して休業することもできます。		男性労働者は子どもが生まれた日から育児休業を取得することができます。妻が専業主婦や産後・育児休業中であっても、夫も育児休業を取得できます。
	就業制限	<b>坑内労働の禁止</b> 出産した女性が坑内業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合は、坑内業務に就かせてはいけません。 <b>危険有害業務の就業制限</b> 出産した女性を、重量物を扱う業務や有害ガスを発散する場所での業務など、有害な業務に就かせてはいけません。 <b>変形労働時間制、時間外労働等の制限</b> 出産した女性は、変形労働時間制の適用制限や時間外・休日労働、深夜業の免除を請求できます。 <b>育児時間</b> 女性労働者は、1日2回各々少なくとも30分、育児時間を請求できます。	労働基準法第64条の2 労働基準法第64条の3 労働基準法第66条 労働基準法第67条	
	健康管理	<b>健康管理に関する措置</b> <b>(1) 健康診査等のための時間の確保</b> 医師等の指示に基づく健康診査等を受けるために必要な時間を確保してもらえるよう事業主に請求できます。 <b>(2) 指導事項遵守のための措置</b> 健康診査等の指導事項を守るため、勤務時間の変更、勤務の軽減等の必要な措置を受けられます。	男女雇用機会均等法第12条 男女雇用機会均等法第13条	
	仕事と育児の両立	<b>所定労働時間の短縮措置等</b> 男女労働者は、1日の所定労働時間を原則として6時間とする短時間勤務制度を利用できます。なお、対象とすることが困難として労使協定により除外された労働者については、次の措置のうちから事業主が講じた制度を利用できます。 (1) 育児休業に準ずる制度 (2) フレックスタイム制 (3) 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ (4) 事業所内保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与 <b>所定外労働の免除</b> 男女労働者は、所定外労働の免除を請求できます。	育児・介護休業法第16条の8、第23条	
職場復帰後 の勤務	仕事と育児の両立	<b>子どもの看護休暇</b> 男女労働者は、病気・けがをした子どもの看護または子どもの予防接種・健康診断を受けさせるために、小学校就学前の子どもが1人の場合は1年に5日まで、2人以上の場合は10日までを限度として、年次有給休暇とは別に休暇を取得できます。また、配偶者が専業主婦の人等も取得できます。 <b>時間外労働の制限</b> 男女労働者は、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限するよう請求することができます。 <b>深夜業の制限</b> 男女労働者は、深夜(午後10時～午前5時)に働かないことを請求することができます。ただし、子どもを保育できる同居の家族がいる場合や事業の正常な運営を妨げる場合を除きます。	育児・介護休業法第16条の2、3 育児・介護休業法第17条 育児・介護休業法第19条	育児休業が取れないといったご相談は、 <b>福井労働局雇用環境・均等室へ。</b> <b>TEL:0776-22-3947</b>

貸付金制度《勤労者生活安定資金》	
融資対象者	福井県内にお住まいの勤労者の方
資金用途	医療資金、教育資金、冠婚葬祭資金、耐久消費財購入資金、災害または事故等のため必要となった資金、生涯生活設計に要する資金 など
融資金利	①3年以内 年利1.3% ②3年超～5年以内 年利1.6% (平成30年1月現在)
融資限度額	150万円以内
融資期間	5年以内
償還方法	元利均等月賦償還

☆詳しくは、北陸労働金庫県内各支店へお問い合わせください。



# 問い合わせ(相談)窓口

- ① 労働問題全般についての相談や相談先が分からない場合は、最寄りの相談窓口にお問い合わせください。

〔県の相談窓口〕 受付時間／平日9:00～17:00

名 称	電話番号	所 在 地
福井県産業労働部労働政策課中小企業労働相談所	0776-20-0389	〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
福井県労働相談センター 丹南事務所	0778-22-1006	〒915-0814 越前市中央2丁目5-36 越前市労働福祉会館内
福井県労働相談センター 嶺南事務所	0770-22-1015	〒914-0802 敦賀市呉竹町1-41-15 奥野ビル102号室

〔国の相談窓口〕 受付時間／平日9:00～17:00

名 称	電話番号	所 在 地
福井労働局 総合労働相談コーナー●	0776-22-3363	〒910-8559 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階
福井労働基準監督署内 福井総合労働相談コーナー	0776-54-6167	〒910-0842 福井市開発1丁目121-5
武生労働基準監督署内 武生総合労働相談コーナー	0778-23-1440	〒915-0814 越前市中央1丁目6-4
敦賀労働基準監督署内 敦賀総合労働相談コーナー	0770-22-0745	〒914-0055 敦賀市鉄輪町1丁目7-3 敦賀駅前合同庁舎2階
大野労働基準監督署内 大野総合労働相談コーナー	0779-66-3838	〒912-0052 大野市弥生町1-31

●原則として第2・4水曜日にポルトガル語通訳がいます。

- ② 妊娠・出産・育児をめぐる会社とのトラブルについては、福井労働局雇用環境・均等室へご相談ください。

受付時間／平日8:30～17:15

名 称	電話番号	所 在 地
福井労働局雇用環境・均等室	0776-22-3947	〒910-8559 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階

福井労働局HP



- ③ 出産手当金、出産育児一時金については、全国健康保険協会(協会けんぽ)福井支部にお問い合わせください。

受付時間／平日8:30～17:15

名 称	電話番号	所 在 地
全国健康保険協会(協会けんぽ) 福井支部	0776-27-8302	〒910-8541 福井市大手3丁目4-1 福井放送会館5階

- ④ 育児休業期間中の社会保険(健康保険・厚生年金)料の負担免除については、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

受付時間／平日8:30～17:15

名 称	電話番号	所 在 地
日本年金機構 福井年金事務所	0776-23-4512	〒910-8506 福井市手寄2-1-34
日本年金機構 武生年金事務所	0778-23-1123	〒915-0883 越前市新町5-2-11
日本年金機構 敦賀年金事務所	0770-23-9901	〒914-8580 敦賀市東洋町5-54

- ⑤ 雇用保険(育児休業給付金)については、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

受付時間／平日8:30～17:15

名 称	電話番号	所 在 地
ハローワーク福井	0776-52-8150	〒910-8509 福井市開発1丁目121-1
ハローワーク武生	0778-22-4078	〒915-0814 越前市中央2丁目8-23
ハローワーク大野	0779-66-2408	〒912-0087 大野市城町8-5
ハローワーク三国	0776-81-3262	〒913-0041 坂井市三国町覚善69-1
ハローワーク敦賀	0770-22-4220	〒914-8609 敦賀市鉄輪町1丁目7-3
ハローワーク小浜	0770-52-1260	〒917-8544 小浜市後瀬町7-10

- ⑥ 育児・介護休業生活資金貸付金制度については、北陸労働金庫福井県本部へお問い合わせください。

受付時間／平日9:00～17:00

名 称	電話番号	所 在 地
北陸労働金庫福井県本部	0776-22-5677	〒910-0004 福井市宝永2丁目1-24